

施行		FAX		・ メールBOX		令和 7 年 3 月 1 9 日	
報道機関 各位							
東御市からのお知らせ							
タイトル		懲戒処分の公表について					
日 時		令和 7 年 3 月 1 9 日（水）					
場 所		東御市本館 2 階 公室			送信枚数 2 枚（本書含む）		
【内容】							
別紙のとおり、懲戒処分を行いましたので、お知らせします。							
【問合わせ先】							
担当部課： 東御市総務部総務課総務係 （課長）清水 （担当）安川							
TEL：0268-64-5876		FAX：0268-63-5431		E-mail：soumu@city.tomi.nagano.jp			

○職員の懲戒処分について

次のとおり地方公務員法及び東御市職員安全運転管理規程に基づき職員の懲戒処分を行いましたので、東御市職員の懲戒処分等の指針に基づき公表します。

① 所属部等 教育委員会事務局教育部 会計年度任用職員 59歳

② 処分事案の概要

令和6年12月12日（木）午前7時30分頃、通勤途中において、自ら運転する自動車が歩行者に衝突したことにより、相手方に重傷を負わせたもの。

③ 処分内容 戒告

④ 処分年月日 令和7年3月19日（水）

市として交通安全を推進する立場にもかかわらず、市民の皆様にご迷惑をおかけし、信頼を損ないましたことについて、心からお詫び申し上げます。

職員に対しては、さらに厳しく職員としての心構えや公務員としてふさわしい生活態度など指導いたしました。

今回のことを深く反省し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

●問い合わせ

総務課総務係 電話64-5876